

大規模災害等発生時における児童の引き渡しマニュアル

美祢市立大田小学校

1 引き渡し等、保護者との連携方法の共通理解

(1) 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・大雨等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき
- 弾道ミサイルが発射され、近隣地域に着弾した場合

(2) 保護者引き渡しについての連絡手段

- ① 通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき
→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡（緊急メール、又は電話）をして、児童の引き取りを依頼する。
- ② いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき
→ 学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡す。
上記の1「保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校してもらうよう周知する。

(3) 引き渡し場所

- ① 大規模な自然災害（地震・洪水等）・弾道ミサイル等で、大きな被害が出たとき
→ 原則、学校を引き渡し場所（多目的ホール）とする。
- ② 不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき
→ 原則、学校を引き渡し場所（多目的ホール）とする。

地震の規模や、被災状況により、児童生徒等を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要があります。また、大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されます。あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要です。

（「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」p26、27 【H24 文科省】）

2 引き渡しの方法

引き渡しの場面では、混乱、錯綜することが考えられるので、あらかじめ引き渡しの手順等を明確にし、保護者に周知を図るとともに訓練を実施しておく。

判断の基準、引き渡しの方法等については、訓練実施時のアンケート結果の検討及び市町防災部局、防災の専門家、警察等の助言を得るなどして、見直しと改善を図っていく。

(1) 引き渡しの判断

- ① 引き渡しによる下校が妥当であるかを判断する。→ **校長・教頭・教務主任・生徒指導主任**
※ 発生した災害規模、事件等の内容を基準に照らし、通学路の状況等を踏まえ、

- ・通常下校（バスによる下校を含む）
- ・保護者等への「引き渡し下校」
- ・教職員等の引率による「集団下校」

のいずれが適切であるかを判断する。

- ② 引き渡しが可能であるかを判断する。
 ※ 二次災害・二次被害の危険性等
- ③ 二次避難を行った場合、学校（一次避難場所）に戻って引き渡す場合と、現地（二次避難場所）で引き渡す場合の、どちらが適切であるかを判断する。
- ④ 引き渡し場所の決定。→→ **原則として大田小学校：多目的ホール**
- ⑤ 引き渡しの作業に取りかかる。
- ⑥ 引き渡しの判断時には、児童の安全を最優先にするため、以下のような点に留意する。
- 土砂くずれの発生など、限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応をすること。
 - 家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要であること。
 - 凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で児童に危害が及ぶ恐れがあるときは、安全面及び児童や保護者の不安が大きいことから、多数の保護者が車での迎えを行うことを想定し、駐車場所の確保等を行うこと。
 - 近隣の学校・園等と避難行動等を共にする場合を想定して、引き渡しについても、必要に応じて事前に協議し、対応の共通した部分や発達段階等に即した相違点等について、十分に共通理解を図ること。

【参考】非常事態が起きたときの引き渡し基準（例）

<p>● 地震</p> <p>※ 学校を含む地域の震度を基準とする。</p>	震度4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、通学路の安全を確認し、通常下校させる。 ・状況に応じて、教職員が引率した集団下校とする。 ・ただし、交通機関の混乱等により、保護者が帰宅困難になる場合が予測される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については、学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
	震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>原則、保護者への引き渡し</u>とする。 ・保護者が引き取りに来るまで、学校（一次・二次避難場所）に待機させる。
<p>● 津波</p> <p>※ 学校を含む地域への発表</p>	津波注意報・津波警報・大津波警報の発表	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の立地条件を踏まえて対応する。 ・保護者への引き渡しについては、「地震」の基準に基づき、津波の注意報・警報解除後の被害状況等を踏まえて決定する。 ・原則、解除されるまで避難場所に待機させる。 ・原則、解除されるまでは保護者への引き渡しは行わない。
<p>● その他 (災害・二次災害)</p>	河川氾濫、土砂災害、通学路上の建物倒壊	<ul style="list-style-type: none"> ・下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により、児童生徒等を学校に待機させ、原則、保護者への引き渡しとする。
<p>● 学校へ不審者が侵入し、実被害が発生したとき</p> <p>● 近隣地域で、凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>原則、保護者への引き渡し</u>とする。 ・保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。

(2) 引き渡しの手順

① 引き渡し場所の決定

② 保護者への連絡

- 電話やメールが使用できないことも考えられるため、引き渡しのルールや連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底しておく。

(例) 【通信手段が使える】メール及び電話(緊急メール未登録家庭)で連絡する。

【通信手段が使えない】学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示する。

※ 原則、引き渡しを想定する事態であれば、保護者判断で参集するよう保護者に周知しておく。

③ 引き渡しカードの準備・児童を引き渡し待機場所へ誘導(担任等)

④ 保護者等への対応

○ 保護者等の引き渡し待機場所への誘導

○ 引き渡しカードの受け取り・照合

引き渡しカードを持参していない場合の、引き渡し相手の確認方法

※ 運転免許証等の身分を証明する物との照合

※ 申し出のあった氏名、住所、電話番号、続柄等が、引き渡しカードに記載されている情報と一致し、かつ、児童による相手の認識が一致しているか。

○ 引き渡し相手の確認

・ 児童が引き渡し相手を認識できているか確認する。

※ 引き渡し相手が確認できないことが想定される場合については、事前に保護者と対応方法について個別に協議しておく必要がある。

○ 連絡先の確認

・ 自宅以外の場所に引き取る場合は連絡先を聞き記録する。

○ 名簿へのチェック

・ 引き渡し状況の把握を容易に行うために、児童の名簿を利用した一覧名簿を用いる。

「児童の名簿を利用した記録例」

学年	番号	氏名	登録者①	登録者②	登録者③	登録者④	引き渡し相手	確認方法	児童の確認	引き渡し時刻		帰宅場所
1	1	〇〇 〇〇					①	カ	○	14:12	済	自宅へ
1	2	△△ △△					②	免	○	14:25	済	自宅へ
1	3	▼▼ ▼▼										
1	4	●● ●●					③	免	○	14:40	済	祖父宅へ
1	5	□□ □□					③	カ	○	14:37	済	〇〇様宅へ

※ 「引き渡し相手」の番号は、引き渡しカードの引き取り登録者の番号

※ 「免」は運転免許証による確認

○ 今後の連絡等

○ 引き渡し

⑤ 引き渡し状況の集約と教育委員会への報告

⑥ 残った児童への対応

- 連絡がとれず引き取りに現れない保護者の児童生徒等は待機させる。担任等は付き添い、心のケアに努める。

- メールや電話等の通信手段が回復次第、保護者等の緊急連絡先に連絡を取る。

3 引き渡し訓練

保護者等への引き渡し訓練については、以下の点に留意して実施する。

- 学校の状況等を踏まえて、実践的な訓練の実施計画を作成する。
- 障害のある児童への、一人ひとりに応じた対応方法について、保護者と事前に確認するとともに、全教職員で共通理解を図る。
- 引き渡し訓練は、参加可能な保護者等を対象として実施することとし、訓練の実施に際して、事前に保護者へ通知するとともに、訓練当日、引き渡し設定時間に迎えに来ることが可能かどうかを把握しておく。
- 災害等発生時から学校での引き渡し完了までの流れや注意事項を、**保護者用のマニュアルにまとめ**、保護者自身も確認しながら訓練を実施できるようにする。
- メールや電話等の通信手段が使用できない場合の行動の仕方についても、保護者に周知する。
- 学校への進入経路、車等の駐車場所、教職員による誘導等について、学校の地理的環境等を踏まえて適切に計画するとともに、保護者に事前に周知する。
- 訓練の実施について、事前に教育委員会に連絡するとともに、学校近辺の交通環境等に応じて、車で学校への進入方法や交通渋滞対策等について所轄警察署に意見を聞くなど、必要な連携を図る。
- 学校運営協議会等を活用し、自治会や学校安全ボランティア等との連携を図る。
- 訓練実施後には、参加者アンケート等を実施し、保護者や地域関係者の意見を参考に、引き渡し方法の見直しと改善を図る。

4 保護者用マニュアル・引き渡しカード

- 保護者用マニュアルは、各家庭でいつでも確認できる場所に保管するよう保護者に依頼する。また、保護者マニュアル、引き渡しカードについては、印刷用紙の材質等、保管・携帯に耐えるよう配慮する。

5 緊急引き渡し名簿への記入

- 児童引き渡し場所に机を置き、学年単位で担任が受付を行う。
その際、以下の名簿を使いながら、次のことをチェックする。

①引き渡し相手 ②確認方法 ③児童の確認 ④引き渡し時刻 ⑤帰宅する場所

学年	番号	児童氏名	引 き 取 り 者								① 引き 渡し 相手	② 確 認 方 法	③ 児 童 の 確 認	④ 引 き 渡 し 時 刻	⑤ 帰 宅 す る 場 所
			登録者①		登録者②		登録者③		登録者④						
			名前 (児童との関係)	連絡先	名前 (児童との関係)	連絡先	名前 (児童との関係)	連絡先	名前 (児童との関係)	連絡先					
1	1													時 分	
1	2													時 分	
1	3													時 分	

大規模災害等発生時の児童引き渡し：保護者用マニュアル

美祢市立大田小学校

1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・大雨等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき
- 弾道ミサイルが発射され、近隣地域に着弾した場合

2 保護者引き渡しについての連絡手段

（１）通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡（緊急メール、又は電話）をして、お子さんの引き取りを依頼します。

（２）いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に児童を待機させ、保護者の来校を待つて引き渡します。

上記の1「**保護者引き渡しを実施するケース**」を踏まえて、保護者の判断でご来校いただけますようお願いいたします。

3 引き渡し場所

（１）大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

→ **原則、学校を引き渡し場所**とします。

（２）不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき

→ **原則、学校を引き渡し場所**とします。ただし、児童の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所（美東中学校、美東センター等）を連絡します。

4 「緊急時引き渡しカード」の提出 ※ 別紙

円滑かつ安全な引き渡しのために、**引き渡しカードを使用**して引き渡しを行います。以下の点について、ご協力をお願いします。

① 引き取りに来る人（引き取り登録者）を決めて、「**引き渡しカード**」に記入してください。

- ・引き取り登録者の**1番には、保護者を登録**してください。
- ・引き取り登録者の2番以降は、1番の保護者が、引き取りができない場合の引き取り者（保護者・親族等）を登録してください。できるだけ4番までの引き取り登録者を記入してください。
- ・保護者以外の引き取り者は、**お子さんが確認できる人**をお願いします。

② 学校への提出後、「保護者控え用」を返却しますので、家庭で保管してください。

③ 「引き渡しカード（携帯用）」は、押印後、切り取られて、それぞれの引き取り者に渡してください。**引き渡し時に必要になりますのでお持ちください。**

5 引き渡しの手順

- 大規模な自然災害（地震・大雨等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき
- 弾道ミサイルが発射され、近隣地域に着弾した場合



○ 学校からの引き渡し実施の連絡があった。

○ 学校からの連絡ができない状態になっていると思われる。

引き取り者を決める



引き渡し場所へ（大田小学校：多目的ホール）

（１）駐車場

大田小学校運動場を駐車場とします。その際、混乱・混雑が予想されるため、美東体育館側から入って、正門側から出るように誘導しますので、ご理解ご協力ください。**くすの森の駐車場は駐車禁止**とします。また、金麗社の駐車場、美東センターの駐車場、美東総合支所の駐車場を利用するケースもあると思います。

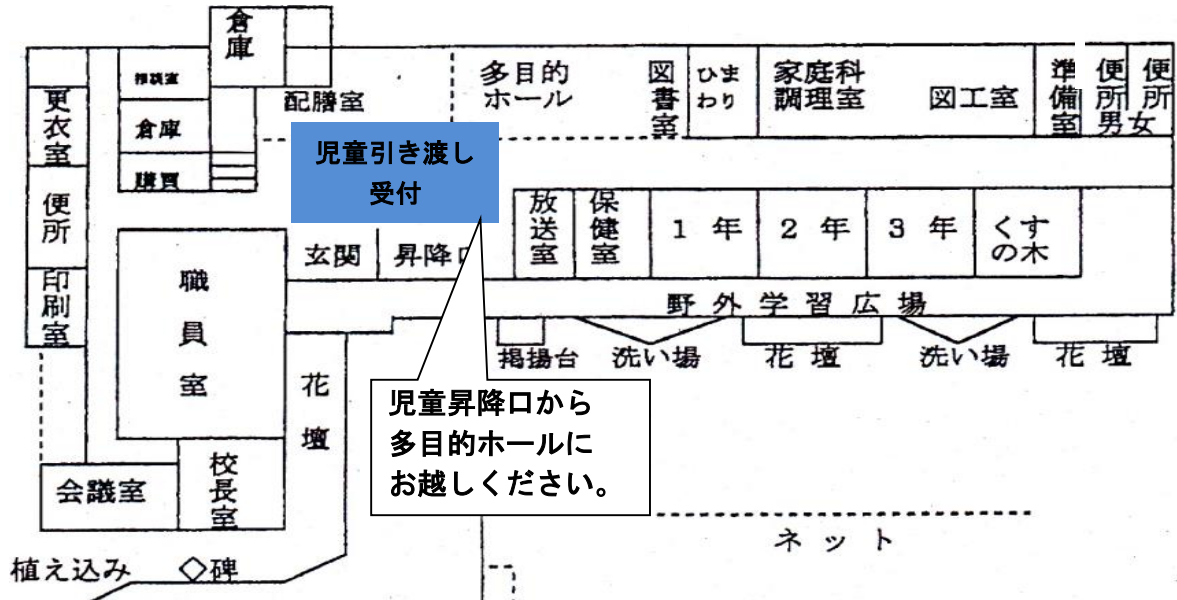


(2) 受付

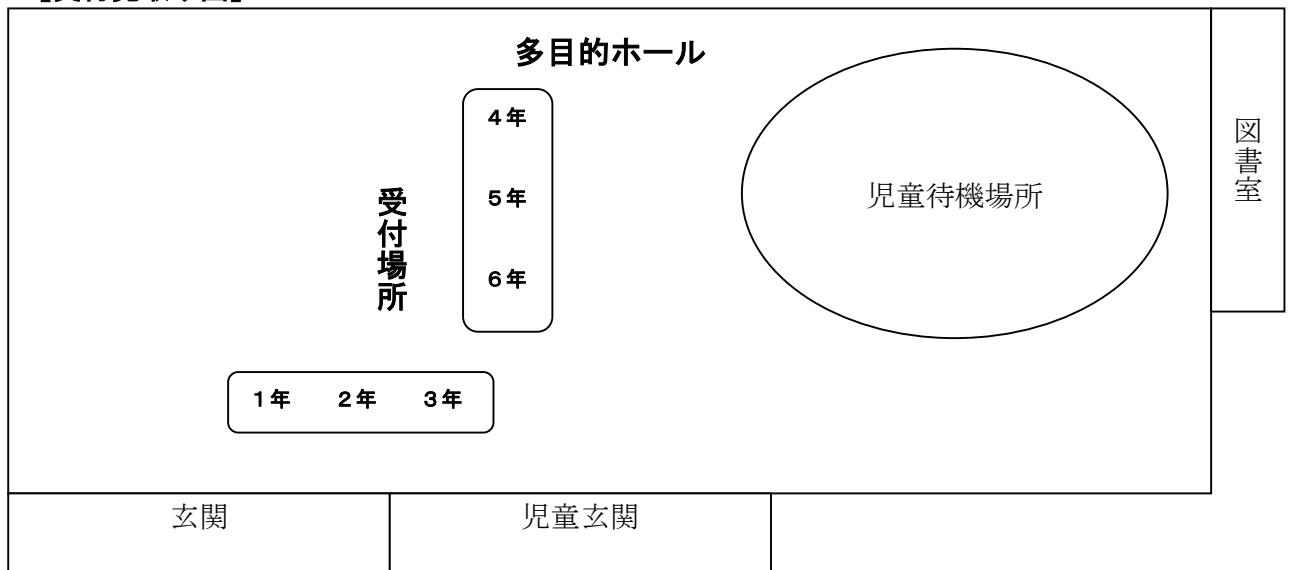
1階の多目的ホールで、待機している児童の引き渡しをします。

学年ごとの受付のテーブルにて、「引き渡しカード（携帯用）」を提示し、必要事項を尋ねますので、お知らせください。

【多目的ホール見取り図】



【受付見取り図】



(2) お子さんによる確認

教職員に、「引き渡しカード（携帯用）」を渡し、「〇〇の（母）です。」と教えてください。「引き渡しカード」を忘れた場合は、運転免許証等を提示いただき、引き取り者の確認をします。

(3) 引き渡し

お子さんが引き取り者を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員に伝えてください。

(4) お願い

子どもたちが落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにしています。勝手に待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。

